

構成員提出資料

- ・ 安部委員 1
- ・ 江口委員 6
- ・ 宮島委員 18

安部委員

児童福祉司の質の確保及び向上に関する提案

(報告書)

平成31年3月25日
ソーシャルケアサービス研究協議会

<ソーシャルケアサービス研究協議会構成団体(15団体)>

日本社会福祉士会	日本精神保健福祉士協会	日本医療社会福祉協会
日本ソーシャルワーカー協会	日本介護福祉士会	日本ソーシャルワーク教育学校連盟
日本介護福祉士養成施設協会	日本社会福祉学会	日本地域福祉学会
日本ソーシャルワーク学会	日本介護福祉学会	日本福祉教育・ボランティア学習学会
日本医療社会福祉学会	全国社会福祉法人経営者協議会	社会福祉研究所

子ども虐待ソーシャルワーク教育課程(仮) (試案)

子ども虐待ソーシャルワーク教育課程(仮)

子ども虐待ソーシャルワーク教育専門科目群

子ども虐待ソーシャルワーク専門科目

- ・「児童福祉司業務に関連する制度の理解」
- ・「子どもを取り巻く社会環境と関係性の理解」
- ・「子どもと家庭を理解するための方法及び実践の理解」
- ・「子どもをめぐる他領域の基礎」

子ども虐待SW演習

子ども虐待SW実習指導

- #### 子ども虐待SW実習
- ・通年で措置審査の流れを把握する実務トレーニング
 - ・児童相談所での実習を必須とする
 - ・CSW、PSWの実習とは別に設置

選択履修科目

- CSW課程履修者：PSW科目の「精神保健の課題と支援」
- PSW課程履修者：CSW科目の「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」

基盤（ベース）となるソーシャルワークの学び

社会福祉士(csw)・精神保健福祉士課程(psw) 1200h

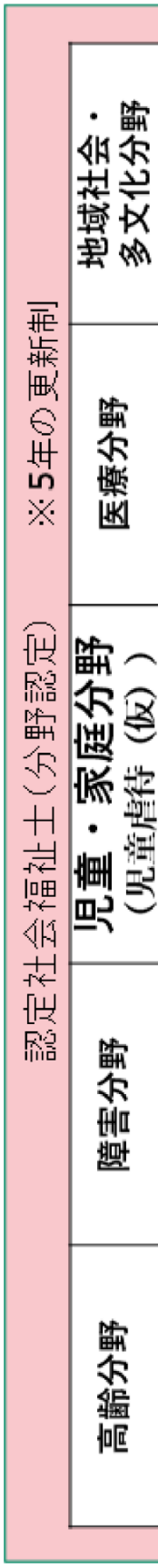
うち実習は180h (csw)、210h (psw)

子ども虐待ソーシャルワーク専門科目 (例)

- 「児童福祉司業務に関連する制度の理解」
〔含まれる内容の例〕 児童に関する多領域の法制度、児童福祉法第28条手続など司法手続の理解
- 「子どもを取り巻く社会環境と関係性の理解」
〔含まれる内容の例〕 子どもを取り巻く家庭・学校・地域・社会の情勢、機関や専門職の役割（児童相談所、児童福祉施設、市町村、地域社会、学校などの理解）、他職種との理解と連携
- 「子どもと家庭を理解するための方法及び実践の理解」
〔含まれる内容の例〕 被虐待、いじめ等の人権侵害により家庭環境、生活環境の安全を奪われた子どもへの支援・治療の理解。
様々な生きづらさ（障害、LGBT等含む）を抱える子どもの理解と支援（課題の発見、アセスメント、治療、終結（自立支援、家族再統合、成人後）の方法、手法・実践モデル（未成年後見、アドボカシー含む）。
親・家族の社会心理的特徴の理解と支援（ファミリーソーシャルワーク、家族・世帯全体への視点等を含む）
- 「子どもをめぐる他領域の基礎」
〔含まれる内容の例〕 医学（小児科）・児童精神医学・母子保健学・子どもの発達と心理等。虐待児等の所見、リスク因子など含む

認定社会福祉士取得プロセスの概要（児童・家庭分野（仮））

《制度的任用やOJTと組み合わせること、高度な人材育成が可能となる》



【認定社会福祉士取得プロセス】

具体的な実務経験を審査

**実務経験
(指定した実践)**

- 経験目標の設定
- ・ 児童相談所等における相談援助業務
- ・ ソーシャルワーク機の理論に基づく児童虐待のアセスメント
- ・ 児童虐待への対応等の目標設定と計画立案
- ・ 要対協等の会議等による調整、コーディネート
- ・ シン
- ・ 介入(分離・保護等)・モニタリング
- ・ 終結に関わる業務

**共通専門研修
(150時間)**

- ・ ソーシャルワーク理論系科目(30時間)
- ・ 権利擁護・法学系科目(30時間)
- ・ 福祉倫理(15時間)
- ・ 人材育成系科目(15時間)
- ・ サービス管理・経営系科目(15時間)
- ・ 地域開発・政策系科目(15時間)
- ・ 実践評価・実践研究系科目(15時間)

**分野専門研修
(150時間)**

【児童・家庭分野(児童虐待)の場合】
(科目例示(仮))

- ◆ 理論・アプローチ別科目群
児童心理学、発達心理学、家族システム論、家族療法、児童虐待と司法福祉、治療的養育論、家族ソーシャルワーク、サインズオブセイフティー等
- ◆ 対象者別科目群
ひとり親世帯、引きこもり、不登校、里親、DV、依存症等
- ◆ ソーシャルワーク機能別科目群
虐待のリスクアセスメント、未成年後見制度の活用、児童家庭支援と要対協、多機関ネットワーク、自立支援等

**スーパービジョンを
受ける(年6回を5年間)**

- ・ 機構の審査に合格し登録したスーパーバイザーがスーパービジョンを行う。
- ・ スーパービジョンでは、①管理機能、②支持機能、③教育機能の3つの機能がバランスよく発揮される必要がある。
- ・ 児童虐待の事例を含め複雑・困難化する中で児童福祉司のストレスが過大となっているため、ストレスマネジメントの観点からも有効である。

- ① 児童福祉司に必要な新たな科目設定も可能
- ② 新たに「児童虐待」等の分野を設定することは可能

社会福祉士資格取得

社会福祉士養成課程

江口委員

第2回子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援
を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキング
提出資料

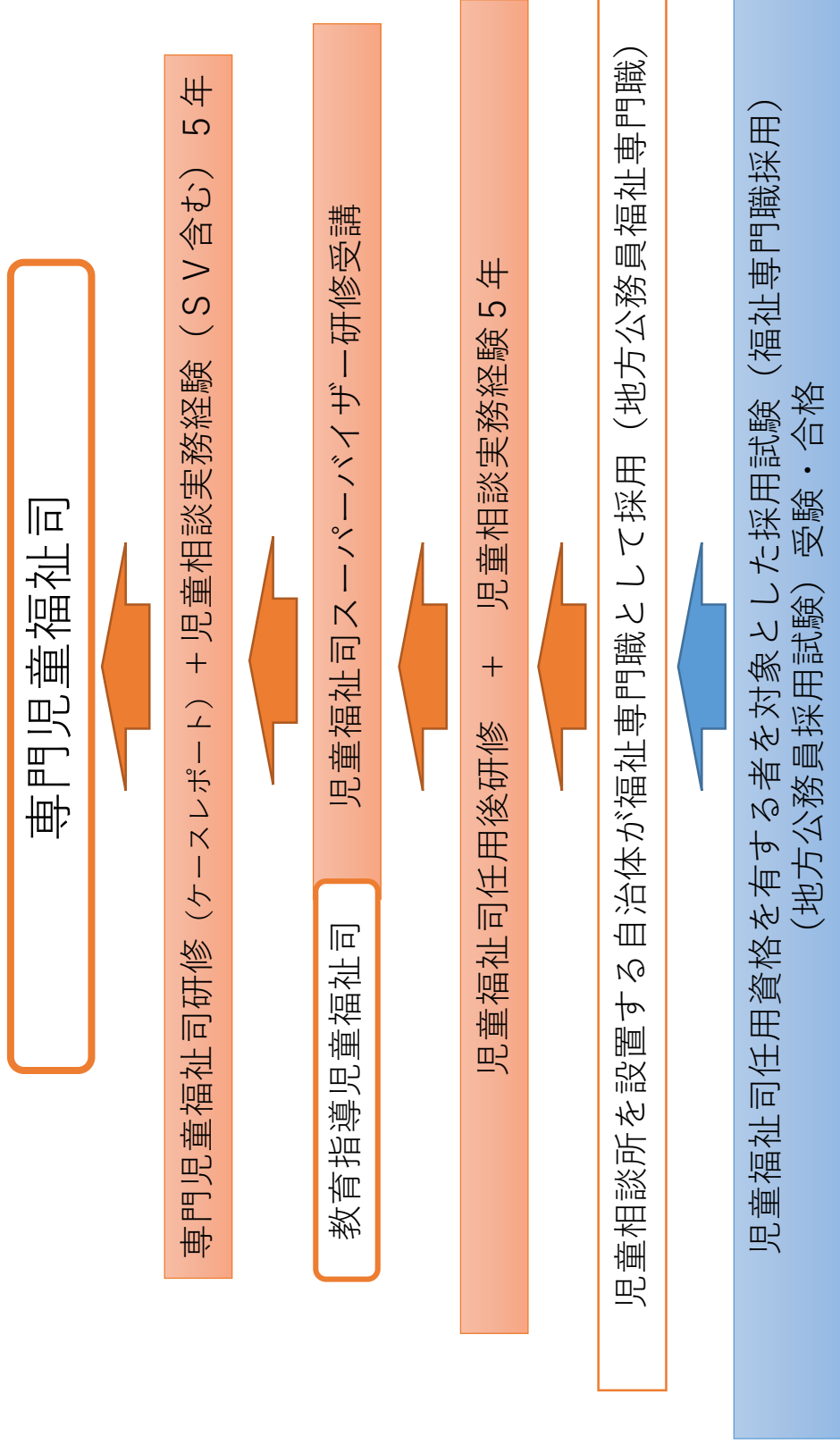
令和2年2月19日(水)
大阪府中央子ども家庭センター
江口 晋

児童福祉司の資格化について

- ①法律上強い権限を行使する児童相談所においては、責任の所在が明確である必要があり、現時点では地方自治事務の枠組みの中で、地方公務員として専門職集団を形成する必要がある。
- ②そのためには、採用計画、キャリア形成、人材育成の計画を一体的に進めていく必要がある。
- ➔ 児童相談所職員を含めた福祉専門職全体を見据えた地方自治体毎の戦略を持った推進計画の策定が急務であると考える。また、採用時の資格要件のハードルを高く設定すると必要な採用数の確保が困難となるため、一定の専門性を有する要件をクリアした上で入口は広くしておいた方が望ましい。
- ①児童相談所では、座学に加え、スーパービジョンとケースカンファレンスといった専門職的な育成・指導が重要であるとともに、権限行使or行政機関としての組織的・専門的なコントロールも必要である。
- ②そのためには、概ね5年程度の児童相談所での実務経験のS Vに加え、10～15年程度の現場での実務経験と高い専門性を持った職員が非常に貴重である。
- ➔ 10～15年の児童相談所での実務経験を有し高い専門性のある職員に資格を付与する方策が考えられる。しかしながらこの年次の職員は現場から長期間離れることは困難かつ激務であることから、ケースレポートの提出など簡便な手法が望ましく、併せて給与処遇面での配慮も必要であると考える。

児童相談所専門児童福祉司（仮称）

地方公務員 児童相談所専門児童福祉司（仮称）



福祉専門職の適切なジョブローテーションについて

背景

- 増加する児童虐待やDV被害者への対応、障がい者の地域生活移行支援、生活困窮者対策等、多様化・複雑化する府民ニーズに対応できる職員（専門職）の育成が急務。
- 人材育成には座学中心の「研修」の充実と並んで、「適切なジョブローテーション」により特定の分野に偏ることなく、若手のうちに複数の分野を経験することが重要。

課題

- 「相談系と施設系」、「出先と本庁」間の交流の必要性は過去から認識されているが、確固たるルール（基準）がなく、「やれる範囲内」での対応にとどまっている。
- 同一職場での長期在籍や同分野間での異動が大勢を占める。
- 「男女比の不均衡」と「施設職場の同性介助」、「育児中の職員の増加」と「夜勤等がある施設職場、夜間の緊急出勤がある虐待対応課」等の制約が結果的に人事異動の多様性を阻害。

参考

福祉部配属の社会福祉職の配置数
(H30.12.17現在)
他部含め、528名

相談系の中で児童相談の比率が高く、半数近い46%を占めている。

方向性

①ルールづくり

やれる範囲での対応では組織上の必要性が優先されるため、ルール化が必要。

②対象の範囲

「長期的な人材育成」と「組織上の必要性」のバランスをとる。

③効率かつ効果的な配転ルート

全分野の経験は困難なため、必要最小限の効果が得られる大きなグループピング。

④適切な異動スパン

「知識」だけでなく、自ら担当として当該業務に習熟するのに必要最低限度の期間。

異動方針

【対象】

- ジョブローテーション（以下ローテーションという。）の対象は22才～30才未満（20代）で入庁してくる職員。
- 既存の職員についても、概ね35歳未満の者は次回の異動時から、当該方針に準じ、配転先を決定。
- ローテーション対象期間終了後（概ね30代半ば以降）は本人の適性等を踏まえ配置先を決定（ある程度、特定した分野での異動もあり）。
- 30才前後～40才で入庁してくる者は、当該方針に拠らず、過去の職歴や本人の適性等を見極め、個別に異動スパンや配置先を決定。

【社会福祉職】

- 若手職員の間原則3年（～4年）スパンで「相談系職場」と「施設系職場」、「児童」「障がい」「女性」「生活保護」といった分野を横断した人事異動により、3～4か所の職場を経験。
- 原則、採用後10年間で、「相談系」と「施設系」を1か所ずつ経験。適性によっては、本庁も経験。
- 支援対象者別の区分でも極力、異なる分野への異動となるよう配慮。（児童⇒障がい、etc）

【心理職】

- 若手職員の間原則3年（～4年）スパンで「児童」、「障がい（or女性）」の分野をそれぞれ経験。
- 原則、採用後10年間で、「相談系」と「施設系」を1か所ずつ経験。適性によっては、本庁も経験。

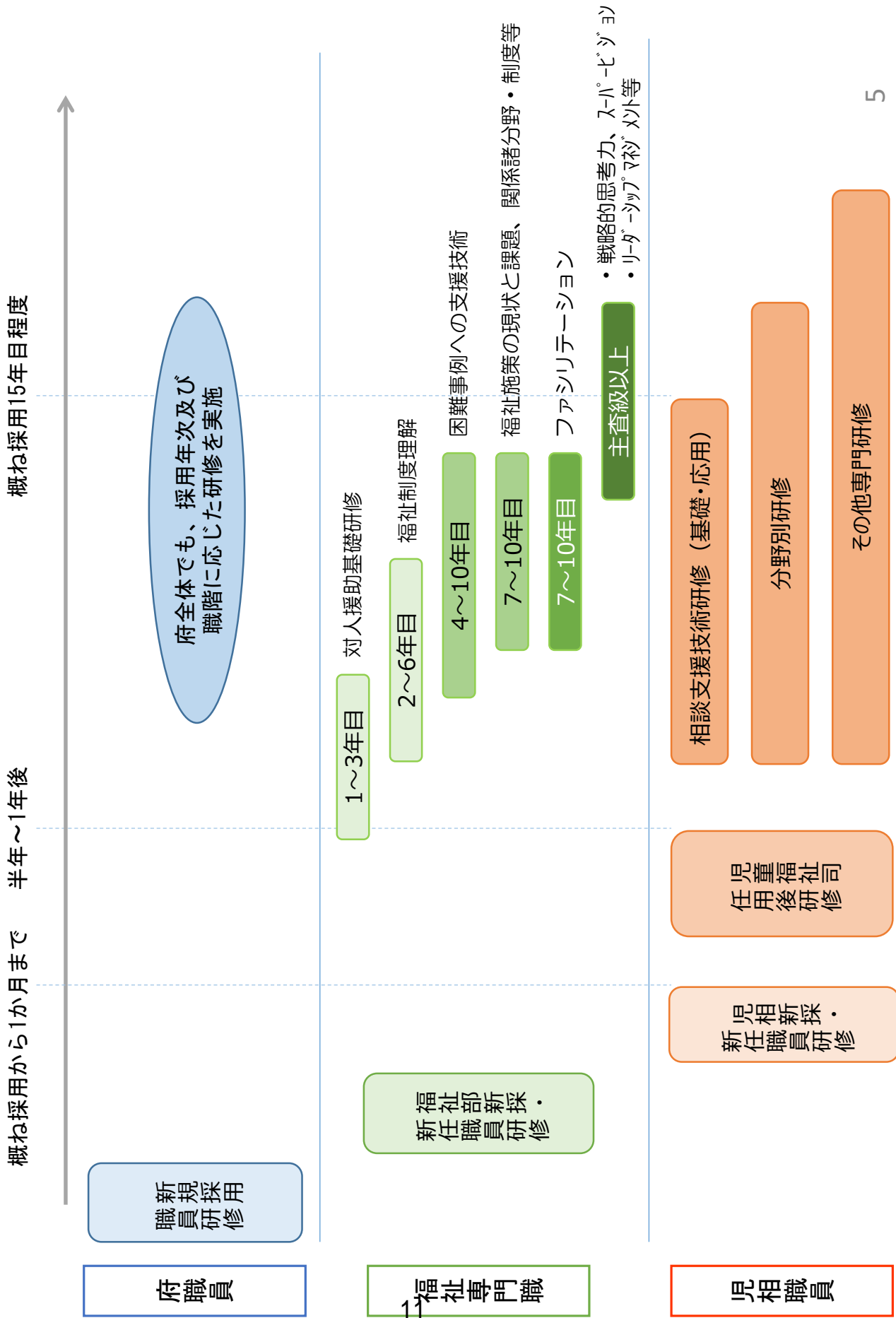
【児童自立支援専門員、児童生活支援員】

- 修徳学院での勤務を基本としつつも、本人の適性等を考慮し、他所属へも配置。

所属	配置	形態	小計	対象	内数
本庁	28	—	28	—	28
自立C	10			障がい者施設	77
砂川C	67				
児童一保	54	施設系	157	児童施設	80
修徳	15				
ライフ	11				
障相C	19				
女相C	13			児童以外の相談	61
生保	29	相談系	271		
児童相談	210			児童相談	210
計	456	—	456	—	456

大阪府における児童相談所職員の研修

※各分野の研修については、主なものを抜粋



大阪府子ども家庭センター 職員研修の状況①

本庁の福祉総務課・家庭支援課、子ども家庭センターが連携・分担して実施している（*印は任用後研修対象）

福祉専門職研修

本庁福祉総務課が福祉専門職のリクルート・採用・育成を一貫して担当

研修の種類	研修名	対象者	研修内容	講師等
A 基礎研修	新規採用職員研修 心理初心者研修 対人援助基礎研修* 福祉制度理解 障がい理解・虐待防止制度	新採職員 新採職員 1～3年目 2～6年目 4～6年目	福祉行政の概要等 心理面接・診断、心理療法 ジェノグラム、二次受傷等 各福祉分野の制度と事業 精神障がい等の理解	各所属 心理職 外部・所長等 本庁各課 心理職等
B 実務研修	困難事例への支援技術* 福祉施策の現状と課題	4～10年目 7～10年目	支援のケースマネジメント 国や府の施策・事業の現状	外部研究者 外部研究者
C 体験型研修	府立施設体験研修	4～10年目	特別支援プログラムの体験	府立施設
D 専門研修	福祉の動向 関係諸分野・制度	全福祉職 7～10年目	福祉の最新の動向 就労・教育・医療・司法等	外部・本庁各課 本庁各課
E 指導者育成研修	プレゼン・インストラクション ファシリテーション 戦略的思考力パワーアップ スーパービジョン リーダーシップ・マネジメント	7年目 7～10年目 新任主査 新任主査 主査級以上	基礎的知識、模擬実習 効果的な会議促進手法 政策形成のプロセス等 実践ポイント等 危機管理、人材育成	人事局主催 外部研究者 人事局主催 外部研究者 外部研究者

大阪府子ども家庭センター 職員研修の状況②

全子ども家庭センター職員を対象にした研修に加え、各センターでも実務研修を実施

子ども家庭センター職員研修

中央子ども家庭センター研修担当が企画し各センター職員等が講師を務める

研修の種類	研修名	研修内容
A 新任職員研修	新任・新採職員研修	各課業務と対象者の理解、個人情報保護等
B 分野別研修	分野別研修*	虐待・非行・施設・里親・障がい等各分野の相談支援に必要な基本的な知識・技術等
C 相談支援技術研修	ロールプレイ基礎研修* ロールプレイ応用研修* 相談対応課児童心理司基礎研修 非行相談研修・里親推進研修	初回面接等相談の流れに沿ったロールプレイ演習 子どもと家族のアセスメントのためのロールプレイ演習 児童福祉司との連携、アセスメント・心理教育 非行相談・里親推進の基本的な考え方
D こころケア研修	こころケア研修	施設入所児のSSTやトラウマ・ケア、精神障がいの理解、トラウマ・インフォームドケア、TF-CBTの実践報告
E 各ワーキング及び事業にかかる研修(在宅性WG・支援技術強化WG等)	在宅性暴力治療教育G研修 ライフストーリーワーク基礎研修 子育て応援ワークブックSV研修 被害確認面接技法基礎研修 CRC・MYTREE周知研修	性暴力治療教育プログラムやグループワーク概要等 ライフストーリーワークを実践するための基本的な考え方 保護者を支援するワークブックを活用した実践 被害確認面接に関する基礎的な知識・技術 各支援プログラムに保護者をつなぐための基礎知識
F 交換研修	児童福祉施設との交換研修	児相職員と施設職員を相互に3日程度受け入れる

大阪府の児童相談体制の変遷と本庁との連動

第Ⅰ期：相談支援から虐待対応への転換

相談支援的アプローチから介入指導的アプローチへの転換が必要

地域でのネットワークの構築、保健・福祉・教育の連携が重要

- 虐待対応課の創設●児童虐待等危機介入援助チームを設置（弁護士・医師との協働）
 - 児童虐待防止ネットワーク作りの取組み（H6～）●保健師の配置●DVC機能を付加
- 虐待相談対応は保護者の意向とは関係なく通告を契機として開始されることが多く、子どもの安心安全が優先され、時には保護者に一歩も妥協しない対応の必要性が意識され始める

第Ⅱ期：介入保護と法的対応の蓄積 ～本庁児童相談所主管課長に専門職を配置

組織的判断による「疑わしきは介入・保護」の徹底

弁護士等への相談による、家裁への積極的な申立て（法的対応の蓄積）

虐待を受けた子どもに対する医学的・心理教育的治療機能の強化

児童相談所職員の職場定着・専門性確保を考慮した組織体制の構築

- 市町村への児童相談所職員派遣、弁護士等市町村支援チームの派遣
 - 市町村職員向けガイドラインの作成、研修の実施、専門職チームの派遣
 - 中央Cに診療所「こころケア」を設置、集中的な治療・教育的体制を構築
 - 児童相談所職員のワークライフバランスに対応した柔軟な組織体制の検討
- 法の理解と現場での執行経験の積重ねが重要視される。保護者と当初対立しても、早期に養育環境の悪化を食い止め、傷んだ養育等の修復を目指し支援し、中には修復に進む事例も

第Ⅲ期：初期対応から家庭養育への移行まで切れ目のない支援の構築 ～本庁児童・障がい・社会援護課長に専門職の配置

24時間365日、迅速かつ的確な初期アセスメントと対応

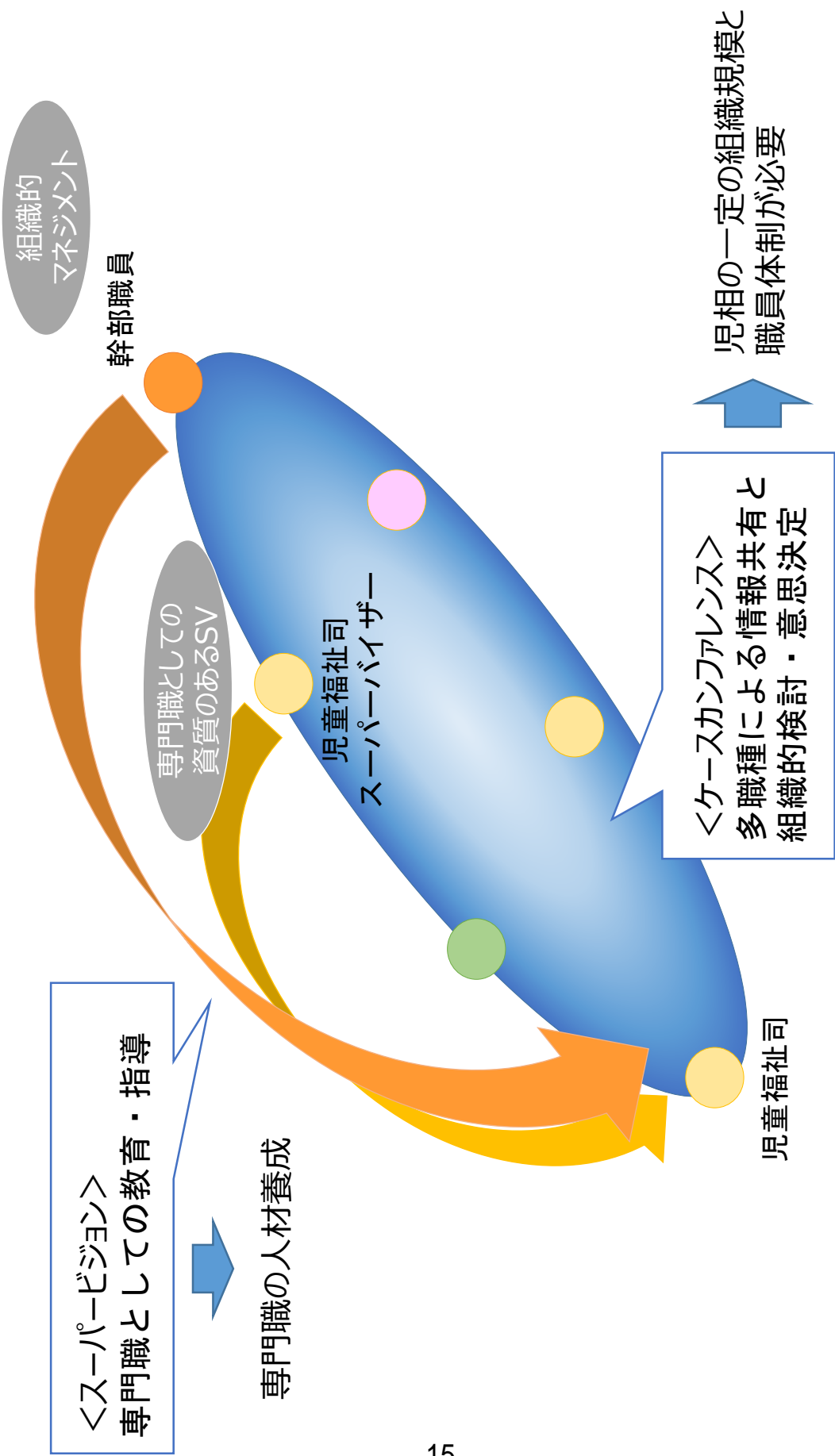
市町村要対協を核とした地域での包括的支援の仕組みづくり

社会的養護にある児童への支援、家庭移行支援の強化

- すべての通告・相談を一括して受理し、初期アセスメントや介入を含めた対応を行う「相談対応課」を設置（インテーク担当を配置）
 - 夜間休日当直チーム（常勤職員2名輪番制）設置 ※SV・判断職員も輪番で1名スタンバイ
 - センターに市町村コーディネーターを配置
 - 社会的養護にある児童を支援する育成支援課を設置（家庭移行推進担当を配置）
- リスク・ニーズ・リミットアセスメントの重要性を意識。家族状況の変化が速く（転居・流動世帯等の増加）子育て不調から急速に重篤化する事例の増加。市町村・警察等との連携の重要性。

区分	年度	児童虐待相談 対応件数 ()内は相談 経路が警察等	法28条・ 親権喪失・停止 請求件数	本庁福祉関係課 長級としての福 祉専門職の配置
第一期	H12	1,602 (62)	8	
	H13	2,365 (68)	4	
	H14	2,488 (70)	3	
	H15	2,782 (88)	13	
	H16	4,349 (189)	17	
第二期	H17	3,885 (149)	16	1名
	H18	3,195 (148)	16	1名
	H19	2,997 (186)	28	1名
	H20	2,995 (276)	22	1名
	H21	3,270 (436)	19	2名
	H22	4,820 (860)	21	2名
	H23	5,711 (1,105)	25	1名
第三期	H24	6,079 (1,219)	21	1名
	H25	6,509 (1,556)	31	1名
	H26	7,874 (2,477)	48	2名
	H27	10,427 (3,597)	29	3名
	H28	10,118 (4,230)	48	3名
	H29	11,306 (5,113)	35	3名
H30	12,208 (5,442)	52	3名	

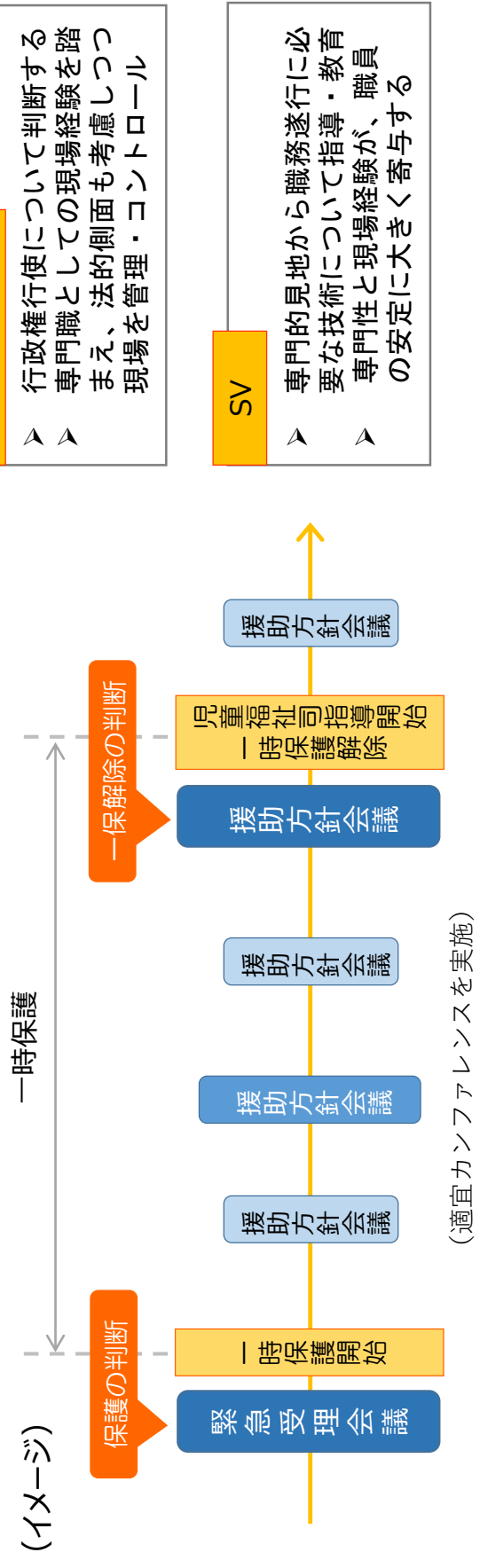
児童相談所におけるスーパービジョンとケースカンファレンス



組織的かつ専門的なコントロールと
児童福祉司の不確実性の軽減の側面を持つ

所内で実施されるケースカンファレンス等の構造

A. ケース判断を要するタイミングで実施されるもの



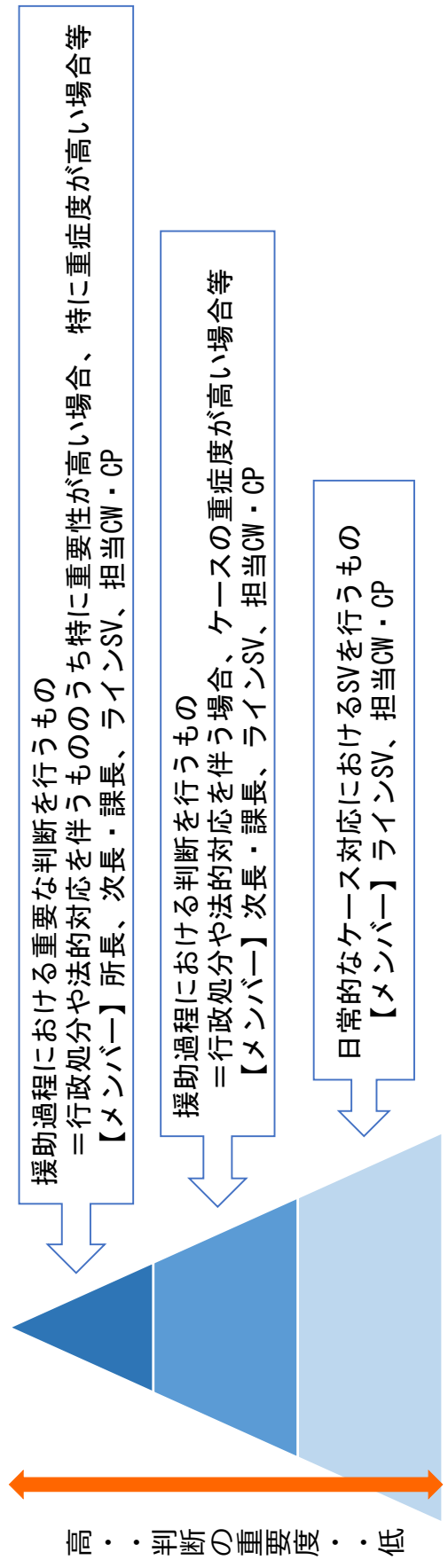
所長等管理者

- 行政権行使について判断する
- 専門職としての現場経験を踏まえ、法的側面も考慮しつつ現場を管理・コントロール

SV

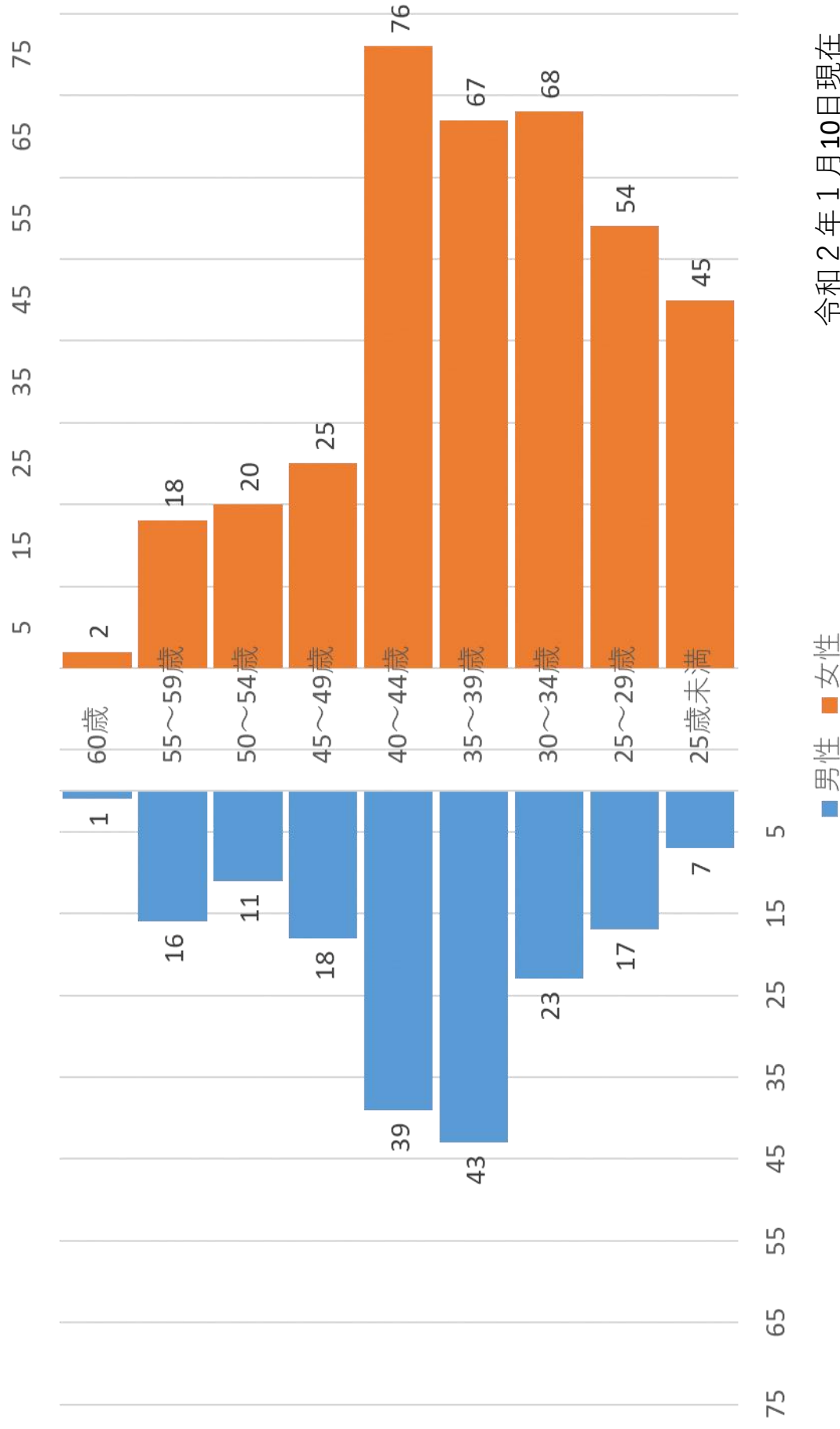
- 専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導・教育
- 専門性と現場経験が、職員の安定に大きく寄与する

(適宜カンファレンスを実施)



B. 定期的実施されるもの：主に進捗管理が目的 (例) 進行管理会議、チーム会議など

社会福祉職年齢構成 (男女階層別)



令和2年1月10日現在

宮島委員

子ども家庭福祉領域でソーシャルワークを担う人材の資質と実践力の向上について

2020年2月19日 日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

第2回の「資質の向上策に関するワーキング」会議の議題が、資格の在り方とされたことを踏まえ、論点となる事項に関し若干の意見を付してまとめたので提出します。

なお、事務局作成資料と重なるところも多いのですが、おゆるしてください。

<合意されていると思われる事項>

- 1 児童相談所や市町村（子ども家庭福祉主管部署。以下同趣旨の場合は省略）等でソーシャルワークを担う人材の資質・実践力の向上が必要である。

注：マニュアルやツールがあれば、適切な対応ができるという考えは誤りである。

- 2 新たな資格を創設するにしても、既存資格の活用を図るにしても、資格さえあれば、現場ですぐに十分な働きができるというようなものではない。

注1：多くの論者が、実践経験の積み重ねが重要であると指摘している。

注2：児童虐待対応の難しさを前提として議論を進めて来ている。

注3：対人援助に関わる他の専門資格でも同様である。

- 3 個人の力量の向上と同時に、組織的な対応力が重要であり、体制整備が伴わなければ、確実に効果的な対応はできない。

注1：このWGは、先に置かれた体制強化を検討するWGの議論を引き継いだものである。

注2：「〇〇さえあれば・・・」という議論や施策推進の方向性は、他の重要な施策の進展を遅らせてしまうことがある。（項目1の注を参照）

注3：このことに合意があるかどうかは、求められる資質や実践力を検討する上で極めて重要である。

- 4 児童虐待対応で、第1に求められることは、子どもの人権（生きる権利、発達する権利、その他児童の権利に関する条約で明示された諸権利）を守ることである。

注1：優先するべきものが優先されていないという指摘がある。

注2：保護者の病理性や個人責任だけを取り上げて反省や改善を求めれば、それで解決されるような単純なものではない。

注3：子どもの権利を守るためには、個人への働きかけはもとより、多様な「システム」への働きかけが重要である。

<これからの検討で前提とすべき事項>

- 1 資格を検討する際には、以下の2つをそれぞれ別に考えるべきである。
 - ア 初任者に（も）求める資格（以下、A資格とする。）
 - イ スーパーバイザーに求める資格（以下、B資格とする。）注1：養成の方法、資格付与の在り方は、AとBでは異なると思われる。
注2：いずれの場合でも、効果的で現実的な養成と資格付与の在り方が求められる。

- 2 A資格については、既存の専門資格を活用・基盤とすることが現実的だと考える。
しかし、もしも新たな専門職資格を創設する場合にしても、その養成は、①既存の社会福祉専門職を養成する教育機関等の参入を前提とするか、②行政（国、自治体）が直接ないし行政から委託を受けた民間団体（教育機関、社会福祉法人、専門職団体等。）が行うか、③その他の方法で行うかのいずれかであると思われる。
注1 ①で行う場合では、それが学生確保にとって優位となり、且つ、新課程を導入するコスト（講義時間、教育を担う教員の確保、実習施設の確保、教材開発など）に見合うものでなければ担う教育機関は現れないだろう。
注2 ①以外では、既存の講習会や研修の充実の域を超えにくいのではないか。

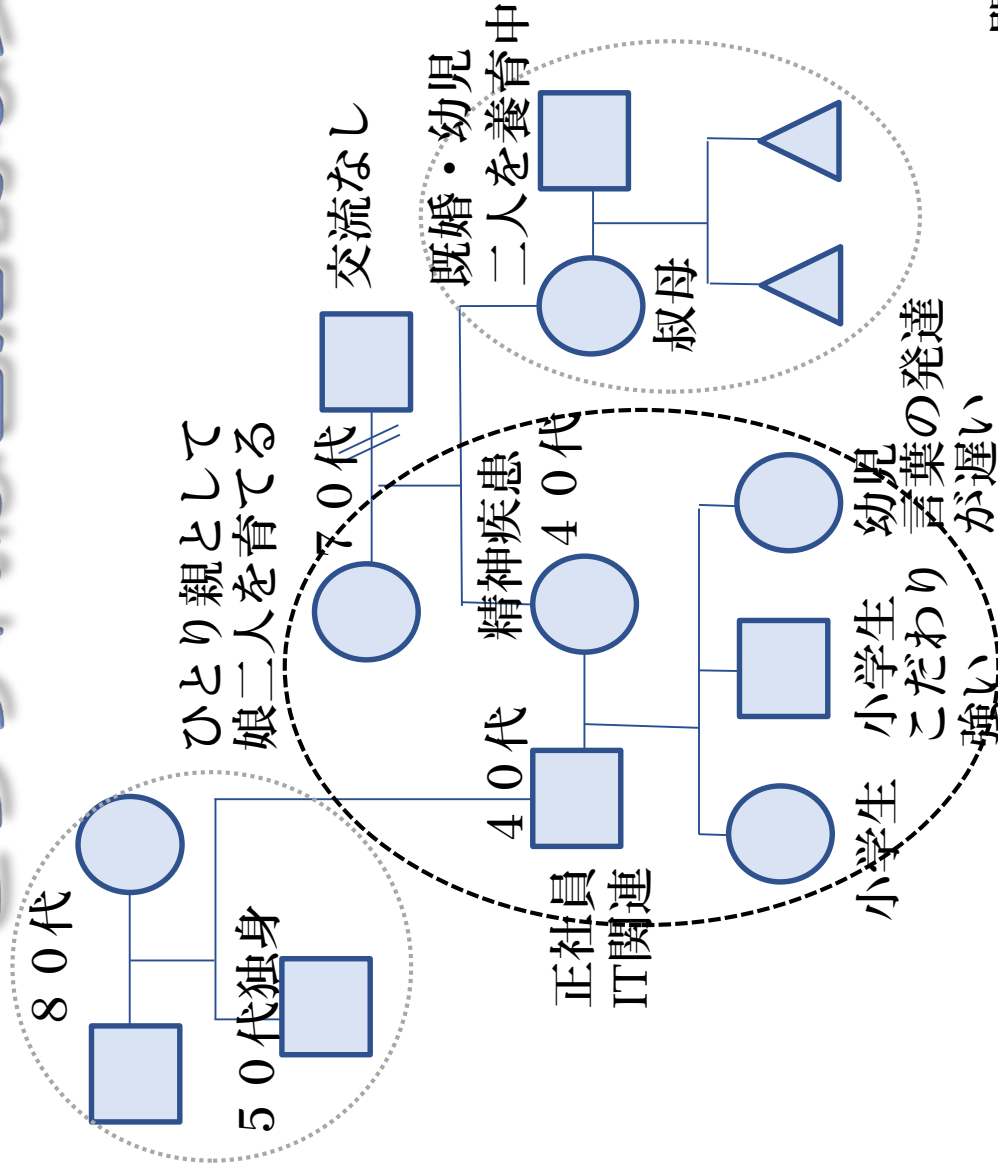
- 3 A資格については、以下に留意する必要がある。
 - (1) 質を担保した上で、一定期間内に一定数の資格保持者を養成する必要がある。
 - (2) 自治体が当該資格保持者を採用・配置しなければ（できなければ）意味がない。
 - (3) 資格取得後の定着と育成こそが重要である。

- 4 家庭裁判所調査官の人材育成システムに近いものを、児童相談所の職員や市町村職員を対象に導入するとすれば、相当に強い法的な縛りをかけるとともに、それを可能とする財源等（参加費や旅費、代替要員費の補助程度では到底足りない。）を自治体に対して手当しなければならない。そもそも家庭裁判所とこれらの機関では、人数や参加の動機づけが大きく違うので、実現のためのハードルは相当に高いと思われる。
注1 これを行うにしても、対象はBに限定されるだろう。
注2 対象をBに限っても、全員を対象とするのであれば、相当に大きな数となる。
注3 対象を限定して数か月から半年間の派遣教育・講習を実施するのであれば、実践力向上の核となり実践的な教育を担える人材を育成する（自治大学校などの例を参照）ことが先決である。

複合的な問題を抱える事例

参考資料：多様なシステム

どうすれば包括的な支援が展開できるか？



- 1 子どもたちは断続的な不登校。特に長男には発達障害が疑われ、学校生活になじめない状況がある。背景には、保護者の不適切な養育（ネグレクト）があると学校や保育所は見えています。
- 2 学校や近隣（民生児童委員等）によれば、母親は、閉じこもりがちで近隣との付き合いがありません。
- 3 数年前に現在の住所に転入。持ち家に居住。住宅購入にあたっては、母方祖母からの経済的援助があったと思われる。転居にあたって三世代同居が始まったようです。
- 4 父方の実家は遠方である。
- 5 母方の叔母は、遠方ではないが、「なかなか動けません」と言い協力的とは言えないそうです。（学校や保育所からの聴取内容）
- 6 父親に連絡をとっているが、動いてくれないそうです。（同上）
- 7 祖母は...

問1：よくよく聞いてみると〇〇〇という状況でした。

問2：地域包括支援を阻んでいるものは何ですか？

※ 複数事例を合成した架空事例